

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市車尾三丁目2番15号			地位の承継	承継人の住所及び氏名
	徳永 敦雄 米子市車尾三丁目2番15号 徳永 紗織				
開発許可の年月日及び番号	平成23年11月29日 受米建指第 3235 号			承継(受理)年月日	承継の原因
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 車尾南一丁目 512番 7			
	開発区域の面積	396.75 m ²	工区別面積		
	予定建築物等	専用住宅 (自己用)			
	法第41条第1項の規定による制限の内容				
変更許可	年月日	変更の内容			
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号	
		平成24年 2月15日	平成24年 2月15日 受米建指第 4375号	平成24年 2月17日 第 28号	
備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません					